





引を公正にして、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その変更を命ずることができる。

第一百五十六条の九 証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用人以外の者でなければならぬ。

証券金融会社は、その業務の正常を運営を図るため、その定款において、その取締役の总数のうち占める証券業者の役員又は使用人である取締役の割合の制限に関する定を設けなければならない。

第一百五十六条の十 第百五十六条の四第二項第四号イからハまでの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

大蔵大臣は、不正の手段により証券金融会社の役員となつたものがあることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く处分に違反したときは、その役員に通知して当該職員に審問を行わせた後、当該証券金融会社に対し、理由を示し、その役員の解任を命ずることができる。

第一百五十六条の十一 第百六条の規定は、証券金融会社の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

第一百五十六条の十二 大蔵大臣は、  
証券金融会社が、この法律若しくは  
はこの法律に基く命令又はこれら  
に基く処分に違反したときは、当  
該証券金融会社に通知して当該職  
員に審問を行わせた後、理由を示  
し、その免許を取り消し、又は六  
月以内の期間を定めてその業務の  
全部若しくは一部の停止を命ずる  
ことができる。

第一百五十六条の十三 大蔵大臣は、  
有価証券市場における売買取引を  
公正にし、又是有価証券の流通を  
円滑にするために必要があると認  
めるときは、証券金融会社に対  
し、その業務若しくは財産に関し  
参考となるべき報告若しくは資料  
の提出を命じ、又は当該職員にそ  
の業務若しくは財産の状況若しく  
は帳簿書類その他の物件を検査さ  
せることができる。

第一百五十六条の十四 証券金融会社  
の業務の廃止又は解散の決議は、  
大蔵大臣の認可を受けなければ、  
その効力を生じない。

第一百八十五条第一項中「第一百五  
四条」の下に「第一百五十六条の十  
三」を加える。

第一百九十七条第三号を同条第四号  
とし、同条第二号の次に次の一号を  
加える。

三 第一百五十六条の三第一項の規  
定による免許を受けないで同項  
に規定する業務を営んだ者

第一百九十九条各号列記以外の部分  
中「又は証券取引所」を「証券取引所  
又は証券金融会社」に改め、同条第  
四号中「又は禁止」を「若しくは禁止  
又は第一百五十六条の十二の規定によ  
る」とし、同条第二号の次に次の一号を  
加える。

る停止」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五 第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき  
第二百条第三号中「又は第八十二条を、第八十二条又は第百五十六条の三」に改め、同条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第四十三条の二の規定に違反して他人に証券業を営ませた者役員若しくは職員」を「若しくは職員又は証券金融会社の役員若しくは職員」に改める。

第二百三条第一項中「又は職員」の下に「(第二百五十六条の十一)において準用する場合を含む。」を加える。

第二百四条中「(第二百六条)の下に「(第二百五十六条の十一)において準用する場合を含む。」を加える。

第二百五条第十五号中「(第二百五十四条)の下に「(第二百五十六条の十  
三)」を加える。

第二百六条各号列記以外の部分中「証券取引所」の下に「又は証券金融会社」を加え、同条第八号中「(第二百五十四条)の下に「又は(第二百五十六条の十三)を加え、同号の次に次の一号を加える。

九 第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたときは

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の証券取引法(以下「旧法」という。)第四十一条第三項の規定により証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局のうちよりの供託所に該当しないものの供託した営業保証金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に証券業

者が顧客から預託を受けた有価証券又はその計算において自己が占有する有価証券を担保に供し、又は他人に貸し付けているものがあるときは、当該有価証券については、改正後の証券取引法(以下「新法」という。)第五十一条第一項の規定を適用せず、なお從前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第六十六条に定める制限の範囲内において同条に規定する営業をしている者は、新法第六十六条の規定による太蔵大臣の承認を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に新法第一百五十六条の三第一項に規定する業務を営んでいる者については、この法律の施行の日から六月以内は、同項の規定は、適用しない。その者がその期間内に当該業務の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの間も、また同様とする。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第二条第十三項に規定する「証券金融会社」を加える。

8 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のよう改正する。

第一項中「銀行」の下に「及び証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十三項に規定する証券金融会社」を加える。

第十一条第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 証券金融会社を角括弧で括り、監督することとし、証券投資信託法の一部を改正する法律案

証券投資信託法の一部を改正する法律

（追加信託の届出）

第十五条の二 委託会社は、追加型証券投資信託について元本の追加信託についての公示に關する事項

二 元本の追加信託についての公示に關する事項

第十五条の次に次の二号を加える。

（追加信託の届出）

第十五条の二 委託会社は、追加型証券投資信託について元本の追加信託についての公示に關する事項

二 元本の追加信託についての公示に關する事項



生ずる損失をうめるための一 般会計からの繰入金に関する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題といったままであります。右四法案につきましては、前回の委員会におきましては質疑を終了いたしておりますが、井上委員より、政府より提出された資料について発言を求められておりますので、この際これを許します。井上良二君。

○井上委員 先般、ただいま議題となつております案件中、農業共済再保険特別会計へ一般会計から繰り入れます。

内容において会計検査院から指摘され

ております点が数件ございまして、こ

れに対して政府の方から、この処置を

一体どういたすかといふ資料を要求い

たしたのでございます。その資料がた

だいま配付されておりますので、その

資料に基いて、二、三この法案を本委

員会で採決いたします前に確かめてお

かなければならぬと思ひますから、しば

らくお許しいただきたいと思います。

会計検査院から不当事項として指摘

されていますうちで、一番重要な問題

は、組合と組合員間ににおいて共済関係

が成立しておるものに、掛金が共済責

任の開始前に徴収されておらぬとい

ことが一つと、損害が発生いたしまし

て、保険金がもらえることがわかり、

かつまた保険金が各共済組合に、この

被害ならばこれだけ支払われるであろ

うというふことを予測し、さらにまた、

その保険金が完全に入りました後にお

いて相殺差引いたしておるという事実

があります。そういうことから考えますと、全く共済掛金をかけてない農家

に対しても、損害査定を行い、そして保

険金の支払いを請求するということは、これは全く詐欺的行為であります。

す。政府側の本委員会に提出されました資料によりますと、ただいま申し上げましたようなことは、ちょうど水稻

上、最も現金の余裕の少い時期であ

り、また料率の個別化について、個々

の農家の納得を得にくい等のために、

その方で適期徵収が困難になつて

いるものと認められる。しかしながら、こ

の点は本制度における最も重要な問題

であるので、極力近い機会に制度の改

正を行ひ、本制度を農家経済の実態に

即応するよう改めたい。この問題の処

置に対するこういう政府側の方針を示

していただきたいのです。しかし

かような実態というものは、すでに

前々から問題になつていいことであつ

て、今日までまだ本制度の改正に対す

る明確な方針を示されないというの

は、一体どこに原因があつてできない

のですか。すでに本制度の改正につい

て、政府は所要の対策を協議されてお

るようありますから、今日までまだ

結論が出ておりませんならば、政府の

本制度改正に対する構想を明確に伺

いたい。こういう立場にすれば、こうな

るであろうという政府原案の構想があ

るると思ひますから、その構想を明ら

かにされたい。

それから今一つは、かよくな組合運

営を行なつておりますことに対しても、

この組合の運営の責任者に対しても、

役員の責任を明確にする、そして共済

団体の公的性質を強化する。こういう

ことがあります。そういうことから考えますと、全く共済掛金をかけてない農家

に対する損害査定をして保険金を支払うこの制

度を貫くということは、本法の規定し

てあるところでありますから、新しい

問題ではありません。全く今まで農林

委員会の結論で申し上げますれば、

省が本制度徹底に対する指導監督を

怠つた結果がかよくなことになつてお

ることを、まずまずから農林省は反

省しなければなりません。従つて、も

し農家の経済の実態が義務的に共済掛

金がかけられない状態にあるといひ

ますならば、これはまた別の角度か

朗な運営をいたしております役員の責

任を、一体どう明確化しようとする

か、その二点を明らかにしていただき

たいのあります。

○大坪政府委員 ただいま井上先生か

ら、重大な農業保険制度につきまして

の御意見があつたのであります。農

業共済制度と申しますのは、先生もす

で御承知のように、農業の再生産を

維持していくためには絶対に必要な制

度でございます。ただ現在まで、昭和

二十七年でありますか、法律制定以

来運用して参つたのであります。組

合の運営につきまして、いろいろと御

指摘のよくな遺憾な点がありましたこ

とについては、私どもいたしまして

も、深くその責任を痛感いたす次第で

ござります。ただ現在までの組合の運

営の状況を考えてみると、何として

かような実態といふものは、すでに

前々から問題になつていいことであつ

て、今日までまだ本制度の改正に対す

る明確な方針を示されないというの

は、一体どこに原因があつてできない

のですか。すでに本制度の改正につい

て、政府は所要の対策を協議されてお

るようありますから、今日までまだ

結論が出ておりませんならば、政府の

本制度改正に対する構想を明確に伺

いたい。こういう立場にすれば、こうな

るであろうという政府原案の構想があ

るると思ひますから、その構想を明ら

かにされたい。

それから今一つは、かよくな組合運

営を行なつておりますことに対しても、

この組合の運営の責任者に対しても、

役員の責任を明確にする、そして共済

団体の公的性質を強化する。こういう

ことがあります。そういうことから考えますと、全く共済掛金をかけてない農家

に対する損害査定をして保険金を支払うこの制

度を貫くということは、本法の規定し

てあるところでありますから、新しい

問題ではありません。全く今まで農林

委員会の結論で申し上げますれば、

省が本制度徹底に対する指導監督を

怠つた結果がかよくなことになつてお

ることが、一つの問題になつておるので

あります。この点については、われわ

れとしても先般府県の課長を招集し、

部長を招集し、かつ連合会の会長を招

集いたしましたして、合併後の市町村に見

合らよくな組合に合併をいたしましたし

て、組合の職員並びに仕事の内容の充

実をはかつていくということで、現在

その方に進んでおるのであります。

それからただいま御指摘のあります

会計検査院の御指摘の通りでござります。これは

実をはかつていくということで、現在

その方に進んでおるのであります。

全国にある程度あるといふことは、会

計検査院の御指摘の通りでござります。これは

いをしない、いわゆる空軽的な組合が

あるので、極力近い機会に制度の改

正を行ひ、本制度を農家経済の実態に

即応するよう改めたい。この問題の処

置に対するこういう政府側の方針を示

していただきたいのです。しかし

かような実態といふものは、すでに

前々から問題になつていいことであつ

て、今日までまだ本制度の改正に対す

る明確な方針を示されないといふのは

、一体どこに原因があつてできない

のですか。すでに本制度の改正につい

て、政府は所要の対策を協議されてお

るようありますから、今日までまだ

結論が出ておりませんならば、政府の

本制度改正に対する構想を明確に伺

いたい。こういう立場にすれば、こうな

るであろうといふ政府原案の構想があ

るると思ひますから、その構想を明ら

かにされたい。

それから今一つは、かよくな組合運

営を行なつておりますことに対しても、

この組合の運営の責任者に対しても、

役員の責任を明確にする、そして共済

団体の公的性質を強化する。こういう

ことがあります。そういうことから考えますと、全く共済掛金をかけてない農家

に対する損害査定をして保険金を支払うこの制

度を貫くということは、本法の規定し

てあるところでありますから、新しい

問題ではありません。全く今まで農林

委員会の結論で申し上げますれば、

省が本制度徹底に対する指導監督を

怠つた結果がかよくなことになつてお

ることが、一つの問題になつておるので

あります。この点については、われわ

れとしても先般府県の課長を招集し、

部長を招集し、かつ連合会の会長を招

集いたしましたして、合併後の市町村に見

合らよくな組合に合併をいたしましたし

て、組合の職員並びに仕事の内容の充

実をはかつていくということで、現在

その方に進んでおるのであります。

それからただいま御指摘のあります

会計検査院の御指摘の通りでござります。これは

いをしない、いわゆる空軽的な組合が

あるので、極力近い機会に制度の改

正を行ひ、本制度を農家経済の実態に

即応するよう改めたい。この問題の処

置に対するこういう政府側の方針を示

していただきたいのです。しかし

かのような実態といふものは、すでに

前々から問題になつていいことであつ

て、今日までまだ本制度の改正に対す

る明確な方針を示されないといふのは

、一体どこに原因があつてできない

のですか。すでに本制度の改正につい

て、政府は所要の対策を協議されてお

るようありますから、今日までまだ

結論が出ておりませんならば、政府の

本制度改正に対する構想を明確に伺

いたい。こういう立場にすれば、こうな

るであろうといふ政府原案の構想があ

るると思ひますから、その構想を明ら

かにされたい。

それから今一つは、かよくな組合運

営を行なつておりますことに対しても、

この組合の運営の責任者に対しても、

役員の責任を明確にする、そして共済

団体の公的性質を強化する。こういう

ことがあります。そういうことから考えますと、全く共済掛金をかけてない農家

に対する損害査定をして保険金を支払うこの制

度を貫くということは、本法の規定し

てあるところでありますから、新しい

問題ではありません。全く今まで農林

委員会の結論で申し上げますれば、

省が本制度徹底に対する指導監督を

怠つた結果がかよくなことになつてお

ることが、一つの問題になつておるので

あります。この点については、われわ

れとしても先般府県の課長を招集し、

部長を招集し、かつ連合会の会長を招

集いたしましたして、合併後の市町村に見

合らよくな組合に合併をいたしましたし

て、組合の職員並びに仕事の内容の充

実をはかつていくということで、現在

その方に進んでおるのであります。

それからただいま御指摘のあります

会計検査院の御指摘の通りでござります。これは

いをしない、いわゆる空軽的な組合が

あるので、極力近い機会に制度の改

正を行ひ、本制度を農家経済の実態に

即応するよう改めたい。この問題の処

置に対するこういう政府側の方針を示

していただきたいのです。しかし

かのような実態といふものは、すでに

前々から問題になつていいことであつ

て、今日までまだ本制度の改正に対す

る明確な方針を示されないといふのは

、一体どこに原因があつてできない

のですか。すでに本制度の改正につい

て、政府は所要の対策を協議されてお

るようありますから、今日までまだ

結論が出ておりませんならば、政府の

本制度改正に対する構想を明確に伺

いたい。こういう立場にすれば、こうな

るであろうといふ政府原案の構想があ

るると思ひますから、その構想を明ら

かにされたい。

それから今一つは、かよくな組合運

営を行なつておりますことに対しても、

この組合の運営の責任者に対しても、

ないと思つてゐるのであります。ただいま不當な事項をやつてゐる共済組合の役職員についての責任の問題の御質問であります。御指摘のような、共済金を支払わないで組合で適当な操作をいたしたといふよろなものにつきましては、われわれといたしましては必ず其済の規定の通りに支払ひようとして該役職員に指示いたしまして、かつ當該役職員につきましては、情状によりまして責任をとるよう、おののおのの組合につきまして現在まで指示いたしておるつもりでござります。

につき支払うべき共済金の額は、四千九百七十一万八千余円、このうち農家に支払い済みの金額は三千八百五十三万七千余円、ただしこのうち一千三百七十二万二千余円は、共済掛金の未納のため、支払い共済金との相殺によつて経理をしておる。従つてこの場合は、この千三百余万円というものは、共済掛金をかけていないために、保険金をもらって差し引いたことになつておる。しかもこの保険金を差し引いて、さらに農家への未払い額が一千百八万余円あり、このうち勝手に預金十八万余円あり、このうち

○ 大坪政府委員 ただいま御指摘の点  
書は、今後はさようなことはいたしません、十分責任を持って注意をさせます。ということとて了解を求めておるのであります。その後三十年にまたここに出てきておるが、これは一体どういうことになりますか。その点どうでござりますか。これは単なる作文を書いておるので違うのです。貴重な税金が出ておりますから、そろは簡単にいかないのです。どうお考へてござります

で、今後御意見も十分拝承いたしまして、農業共済制度の本質とたがわないので、よりな適切な指導を加えて参りたい、かように考えておる次第であります。

○井上委員 たとえば奈良県のただいまの例で、水稲の場合、農家への未払額の一千百十八万余円の内訳に、農家へ払うべき共済保険金、建物の建築費等に七十万円使つたり、病虫害防除の経費等は当然やるべきことで、共済団体としては当りますのことでありますから、このことについては指摘はいたしません。七十万円もの建物を建てた

ういう事実を全然問題にせずに、ただ再保險に赤字が出ておる。だからこれは一般会計から穴埋めしておけ、こういうよう人に人の税金を使われたら、たまたまつたものではありませんよ。なぜもっとと実態を調べないのか。もつと実態を調べれば、こういうことをしなくてもいいようなことになるかもわからぬ。赤字が出ておつて農協の団体の何十万、何百万円という建物を建てるのはどういうわけです。そんなことが許せますか。そんなぜいたくな繩り入れられなどするような税金を私ども出してお

○井上委員 単に責任をとればそれで済むということで許されますがならば、これはまさにありがたい（笑声）適当な処置であろうと思います。さよならなことで事が済むならば——しかしこれは私どもそれ以上ここで追及はいたしません。

いま一つ局長に伺つておきたいのは、昭和二十八年の決算報告に対する会計検査院の不当事項として指摘されたのに対し、あなたの方は、この会計検査院の決算報告に対する弁明書を提出されておりますが、これは、今後さようなことはないよう十分気をつけます、役職員に対する責任を明確化し、今後は監督していきます、こういう弁明書です。ところが一昨日も指摘をいたしましたように、奈良県下の農業共済事業の検査の結果に因する資料を得ましたのですが、その資料によりますと、これは三十年三月の会計検査院の検査の結果でありますから、この弁明書の出した後において行われましたことです。ところが今日あなた方が出されておりますこの資料によると、農林省に提出しました水稲の損害額所

資をしておるのが六百二万円、農協へ出資をさせておるのが二百三十九万五千余円、農協の賦課金として徴収していくのが三十二万余円、病害虫等の防除費、建物建築費、オート三輪車その他組合の経費等に約三百三十分円ほど出しておるようあります。一体この預金というものは、組合の総会を経ておきめになつたことありますようか。これらの方支出費目といらものは、一体被害農家の了解の上でやられたものでありますようか。その点がわれわれとしてはまことに納得のいかぬところであります。次の麦の分につきましては、それぞれ水稲の場合と同様の措置がとられております。そこで目下農林省では、奈良県庁において各組合につき調査を行なつて、組合に保留中のものには、すべて組合員に対し成規の支払いを完了せしめるよう指示し、その他の部分についても、調査の結果に基いて適当な正措置をとらせる方針である、こういうことがいわれておりますが、二十八年度の決算報告によると、弁明書とこれとはどういう関係になりましようか。二十八年度の農林省の共済

につきましては、奈良県におきまして、法律の建前と相当違つております。御承知のように、農業共済制度につきましては、いろいろ法律的に考えます場合に相当な問題があるのですあります。まして、直ちにこうであるという結論を出しにくい事例も相当あるのですあります。その点につきましては、目下われわれの方におきまして鋭意検討いたしまして、たゞいま御指摘のありました非違の点につきまして、どういちらうな是正の仕方をし、その上で、農民を納得させるのはどういうふうに持つていいたらいいかということを検討いたしておりますのであります。従いまして、御指摘のありましたよらないわゆる弁明等の問題につきましても、多少そこに食い違つているような点が決算面にあるのではないかというふうな点は、われわれといたしましても、それをそりやうふらに考え方を得ないものであります。ただ問題といたしましては、相当大きな問題であります

り、オート三輪車及び組合の諸経費に百三十六万八千余円を使つたり、農協の出資にこれを当てたり、しかも其組合が勝手に農家に支払うべきものを、六百余万円も預金を持つておるといふようなことは、一休会計上許されますか。そういうことを大蔵省は全然調べはずしてこの繰入金の予算を要求してきているのですか。一体大蔵省は何を考えておるのですか、だらしのない話ではないか。これは單に一奈良県だけの例じゃないと私は思う。調べてみれば、ほとんど全国各地がかようなことになつておるわせぬかと思う。こういうことを全然調べずに、しかも二十八年度の決算においては、農林省はまことに遺憾でございました。今後は十分注意をして、再びかよくなことが起らないようになりますといふ明書を出しておる。それに基いて、当然りっぱな經理が行われるであろうということをわれわれも期待し、また大蔵省も期待したのでありますよ。ところが三十年三月の決算書によると、会計検査院の二地域に対する調査においても、かよな大事実が明らかにされてきておる。

りません。これを政務次官はどうお考  
えになるか。  
○村上（孝）政府委員 ただいまの非常  
に適切なる御意見、私も同感であります  
す。国民健康保険と農業共済保険とい  
うものが、農村における保険制度の一  
大支柱であるということは井上先生も  
よく御存じであろうと思います。これ  
をただ単にびたりと停止しましたとき  
にどういうことになるかという影響の  
結果も、井上先生御存じであろうと思  
います。昭和二十一年度の会計検査院  
の報告、私たちも読みました。その中  
で指摘されておりました兵庫県の加古  
郡のこときは、結局末端の共済組合が  
四倍も吹っかけて要求している。それ  
を連合会が二分の一にしたために、結  
果的には二倍の金がとられたというよ  
うな例も知っています。われわれけ  
こういうふうな例を見まして、一体ど  
こに原因があるかと、ということを考  
えておられる。われわれは、この対策として現  
在思い当つておりますこととして、大  
体二つの点があるのでなかろうかと  
思つ。一つは、共済組合に対して連合会  
会、連合会に対しても農林省という查

いろいろ事実を全然問題にせずに、ただ再保險に赤字が出ておる。だからこれは一般会計から穴埋めをしておけ、こういうように人の税金を使われたら、たまたまつたものではありませんよ。なぜもっと実態を調べないのか。もつと実態を調べれば、こういうことをしなくていいよなことになるかもわからぬ。赤字が出ておって、農協の団体の何十万、何百万円という建物を建てるのはどういわけです。そんなことが許せますか。そんなぜいたくな繰り入れなどするような税金を私ども出しておりません。これを政務次官はどうお考えになるか。

段階におきまして、査定する側が客観的な被害基準というものを持っておらぬ。こういうところに大きな原因があるのではなかろうか。現在作報の統計を根拠にしておりますが、これは、県段階においてはある程度の信憑性はあるにいたしましても、現在の共済組合の単位であります市町村までおろすに至っては、ほとんど基準にならないのです。そこで、たとえば食糧事務所の数字とか、いろいろな数字を参考にして、客観的にいかなるようにしていったらよからうかということを研究してきましたがござりますが、ことしから、現在までの作報の坪割り個所を倍にふやしまして、県段階における信憑性と同じようなものを、少くとも郡段階までおろしたいということで、客観的被害基準を査定当局が持たれるような根拠を持ちたいと思っております。

段階におきまして、査定する側が客観的な被害基準というものを持っておらぬ。こういうところに大きな原因があるのではないか。現在作報の統計を根拠にしておりますが、これは、県段階においてはある程度の信憑性はあるにいたしましても、現在の共済組合の単位であります市町村までおろすに至つては、ほとんど基準にならないのです。そこで、たとえば食糧事務所の数字とか、いろいろな数字を参考にして、客観的にいかなるようにしていつたらよからうかということを研究してきたわけでございますが、ことから、現在までの作報の坪刈り個所を倍にふやしまして、県段階における信憑性と同じようなものを、少くとも郡段階までおろしたいということで、客観的被害基準を査定当局が持たれるような根拠を持ちたいと思っておりま

そこで御指摘のように、ことし二十九億も金を繰り入れるについて、われわれがいたしましては、確かにその制度の運営については不満でございます。ただやはり世の中には分業というもののがございまして、われわれとして一五の組合についてすべてを調べて、農林省の数字は差しあいてわれわれが査定をするということになりますと、やはり職員の数もたくさん要りますよろしく、いろいろなむだが行われる。それでわれわれもいたしましては農林省と協力いたしまして、こうした対策を今後年度とることによって、できるだけ今後の運営をよろしくやっていきたい、こういうふうに考えております。御指摘の三十年度になっての会計検査院の検査は、われわれは約一ヵ月前ラジオのニュースで聞いたのであります。そのときには、この繰り入れの法律案はすでに出ておりまして、また井上先生に指摘されるだろうと思っておりましたけれども、なかなか問題が複雑でありますから、今までして、抜本寒薄的な措置を講じられないというところに困難が存在するのだということを御了承願いたいと思います。

おるものでありますから、だからその点になりますならば、適用範囲を一体どう合理化するかということについて、大蔵省はただしやくし定本でなしに、そこらの点はもう少しうとりのある解釈で、損害査定をどう押えるということで御検討願いたい。私の今質問をしております大きな点は、政府から渡しました金が被害農家に渡らず、途中でストップしている、そういう会計の經理をそのまま認めていいかどうか。これは何としても農民の立場に立つても許されることじゃないのです。だから政府から損害査定を受け、保険金を直ちに農家に支払うといふことになればならない。その金を一部だけ払う、あるいは預金をして——ただ預金をして持つておるくらいならまだいいが、それで建物を建てたり、いろいろなものに使うとはどうもこうです。そういう經理を認めるとは妥当じゃありません。だから、そういう点は下手すると、この各組合の組合長は全部背任横領罪が成立すると思う。横領罪まで行かなくとも、背任罪は確かに成立すると思う。だから私が大坪さん聞いてるのは、これらの各団体は、それそれかよな処置をするについては、組合総会を開いて組合総会の議決を経ているかどうか。経ておりますならば問題はありません。私がもうらう金でありますならば、一ぺんにもうつたら使ってしまうから、預金をしてくれということになつておるのか、あるいは組合の建物が狭いから、建て増してしてくれといふことになつておるのか、あるいはまた、協同組合の賦課金として一部取つてよろしいといふことになつておるのか、そういう組合

○大坪政府委員 農業災害補償制度が、農村におきますいわゆる、補償制度としてきわめて重要な制度の一つであるということは、御指摘通りであります。従いまして、そういうような原則に立っておりまして、災害が起きました場合には、必ず組合といたしまして災害に見合う保険金を支払うべきだなとのではないかと思うのであります。ただ現在まで往々にいたしまして、ただいま御指摘のような組合がありまして、組合ごとにあらゆる力をしほりまして、今後そういうのないよう指導して参りたい。これは制度の根本的な点でありますので、共済掛金を完全に徴収することと損害がありました場合に必ずその損害に見合う保険金を支払うという点につきましては、全力をあげまして、御指摘のような組合が今後ないように指導して参りたい。かように存じます。

らば、これは合法的であり何らかがめることはありません。だから合法律的な組合総会の議決を経てかような支出をしたのかしないのか。もしも組合総会を開かないで役職員が勝手にやつたとしたら、なにに重大な問題になつて参りますから、今後また各団体においてかような支出をする場合は、必ず組合総会を開いて、組合総会の議決を経てやれということをあなた方は指示する責任があると思う。だからどうなつておるかということをお聞いておるのであります。

○大坪政府委員 ただいま御指摘の点であります、元來災害が起きて参りました場合には、それに見合う保険金を支払うといふことが建前でありますので、組合の総会でどういうことを議決いたしたかということは第二義的の問題になるのぢやないかと思ひます。組合長といたしましては、一応支払いの責任はあるということになつて参ると思うのであります。その支払いの責任額についてのいわゆる処置といふことになりますと、これは組合員の意見を聞いて決定するといふ問題になると、思うのであります。そういうふうなことになりますと、われわれとしてはなかなか調査がしにくいという問題になるのぢやないか、かように考えております。

○井上委員 これは非常に大事なことですから、しつこいようですが、はつきりしておきたいのです。あなたがお仕事になりました通り、保険金は当然組合員に支払わなければなりませんが、組合としていろいろやらなければならぬ仕事があります場合に、お前さんはこれだけ保険金をもらうことになつります。

Digitized by srujanika@gmail.com

う計画をやりたい、組合としてはあとでこういふ人から賃課金を徴収することはいろいろな面で困難があるから、この保険の金をこらいう工合に使いたいと思うが、了解を願えないかどうか、こういふことはあり得ることじゃないかと思うのです。だから、さような行き届いた手続がとられておりますならば、私はあえてそこまで追及して責任を明らかにせよとは申しませんが、そういう手続が行われておるのか行われていないのか。行われていないとするならば、これは非常に重大なことになつて参りますから、その点をもう少しあなたは部下に聞いて、一へん確かめた上で、いずれまた適当な機会に御返事を頼えばけつこうです。

○大坪政府委員 調査いたしまして御返答申し上げます。

○内藤委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております四法律案につきましては、討論を省略し、直ちに採決せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの内藤君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさよに決しました。

これより採決に入ります。お諮りいたします。四法律案をいずれも原案の通り可決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議決いたしました四法律案に関する委員会報告書の作成提出手続等につきましては、先例によりまして、委員長に御一任をいただきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

○松原委員長 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案の起草に関する件を議題といたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の十に次の二項を加える。

第一項に規定する個人が同項各号に掲げる給付又は医療につき支払を受けるべき金額に対する所得税法第四十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する百分の十の税率は、百分の五の税率とする。

附 則

1 この法律、昭和三十年七月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第七条の十の規定は、この法律の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）

○内藤委員 ただいま議題となりました三法律案起草の件について、理事会との協議に基き、私が代表して動議を提出いたしたいと思います。すなわち本問題につきましては、理事会におきましては、論議を重ね、ただいまお手元に配付しております通りの一応の起草原案を作成いたしておりますので、ただいまその起草原案について若干の御説明をいたしました上で、この起草原案の取扱いについて御提案を申し上げたいと存じます。

最初に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

起草原案はお配りいたしておりますので、この朗読を省略いたします。

現在医師及び歯科医師の社会保険診療の収入に対する所得税法第四十二条第二項によりまして、百分の十の源泉徴収が行われているのであります。が、近年数次にわたる所得税法の改正に伴つて過納となり、還付をするものが生じてきました。さらに増加するものと考えられます。この実情を考慮して、今回源泉徴収税率を現行の一〇%から五%に引き下げようというのであります。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

に登記を受けるものに限り、登録料を免除する。

なおこの改正は、源泉徴収税率のみの変更であります。この法律施行による税収は変化がないであります。次に、登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。この案文は、これも皆様にお配りしてありますので、朗読を省略いたします。

現在厚生省により医療法第三十一条の規定により、公共医療機関の開設者として指定せられているもののうち、日本赤十字社、社会福祉法人、国民健康保険組合等に対しましては、その医療事業の用に供する建物及び土地の権利の取得または所有権の保存の登記に際しての登録税は、登録税法または国民健康保険組合法の規定によつてこれを課せないものとしているのであります。が、ひとり全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会については、免除されていない現状になつております。よつて厚生農協の医療事業の公的医療機関と同じくしように他の公的医療機関と申します。等にかんがみ、今回登録税法を改正してこれを課さないことにし、その取扱いを他の公的医療機関と同じくしようとして申上げます。この案文も朗読を省略させていただきます。

去る第十九回国会において農業協同組合法の一項が改正せられて、指導農協連合会が改組せられ、全国及び都道府県に農業協同組合中央会が設置されることになつたのであります。自來改組が行われているのですが、中

中央会に引き継がれる土地及び建物等の不動産につきましては、その取得の登記について登録税がかかることになつておりますので、この改組の実情に即して、これを免除しようというのであ

○松原委員長 ちょっと速記をとめて。

これら三法律案を委員会の成案として決定し、これら成案を委員会提出の法律案として決定するに異議はありません。

ておりますので、この改組の実情に即して、これを免除しようというのであ  
○松原委員長 それでは速記を始め  
て。渡辺主税局長。

ませんか。

この措置は、昭和三十一年三月三十日までに登記せられるものに限り免除したそととするものであります。これによつて免除される税額は約三百万円と見積られるのであります。

す。よってさよう前に決しました。  
なお、三法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

説明申し上げましたが、これら草案につきましては、各委員とも異論のないことと存じますので、すみやかに委員会の一応の成案として御決定を願い、これに関する所定の議事を進めた上、委員会提出の法律案として決定せられんことを動議として提出いたす次第であります。

○松原委員長　ほかに御発言はありますか。  
せんか。——ほかに御発言はないよりますから、お諮りいたします。  
これら起草原案を委員会の一応の成案として決定するに御異議はありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松原委員長 大たいむ内閣看守より建議が提出されましたが、この三法律案に対する起草原案につきまして、何か御発言はありませんか。

◎松原委員長 徒弟諭なしと詰めました。よってときよらに決しました。

○奥村委員 この三案の趣旨について  
は賛成であります。ただこの租税特  
別措置法の一部改正につきまして、す

「委員会は、予算を伴う法律案を提出しようとするときは、その決定の前に、内閣に対して、意見を述べる機会を

すでに政府提案で租税特別措置法の一部改正案が出ておりますし、これに対しまする自由党、民主党の修正案も出さ

を与えなければならぬ。」ということになつておりますので、政府側において何か御意見があればお述べ願いま

れようとしておりますが、同一の議会で同じ法律の改正案が別々に出され、開きに審議されるところによ法別上

○ 藤枝政府委員 ただいま御提案なさ  
ろうといたしておりまする三法律案に

別々に審議されることとしているところが条件上、可能かどうか、これについて明らかにしていただきたいと思ひますから、この点法制度の意見を聞いてから決定していただきたい、かように思います。

○藤枝政府委員 ただいま御提案なが  
ろうといたしておりまする三法律案に  
つきましては、政府として異存はござ  
いません。

昭和三十年六月十三日印刷

昭和三十年六月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局